



Title	H・ヘラー「ヘーゲルとドイツ政治」
Author(s)	今井, 弘道//訳; 大野, 達司//訳; 住吉, 雅美//訳
Citation	北大法学論集, 42(1), 325-342
Issue Date	1991-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16818
Type	bulletin (article)
File Information	42(1)_p325-342.pdf



[Instructions for use](#)

H・ヘラー「ヘーゲルとドイツ政治」^{*}

今井弘道
大野達司
住吉雅美 訳

ヘーゲルが没して、既に三世代が過ぎた。しかしその名は、今日なお依然として生ける者の名として讀えられねばならない。今日の社会思想に対するヘーゲルの重大な意義は、機械主義的に思考する時代の自信を覆したという点にある。そして彼の不朽の政治的影響力は、まさに今日、根底から変革を受けたドイツの社会意識によって、感嘆の念を抱きつつ自ら体験されつつあるところである。¹ 今日では、ヘーゲルこそが、国家と社会のうちに「存在する」ものを認識することによって、ドイツの前

世紀および今世紀の豊かな形成力をもつ政治的理念を最終的なものとして形成した、あるいは少なくともその一部分を創出したとする見解が出現してきている。現代ドイツ政治の二大潮流であるドイツ国民思想とマルクス主義的社会主義とは、いずれもその理念を、とりわけヘーゲルが行った哲学的基礎づけに負っている。

だが、ドイツの詩人精神と思想家精神とはじめて政治化した功績は、ヘーゲルにこそ認められるべきだということは、そ

料
れほど一般的に言われていることではない。フランス革命期に
生きたドイツ人としては、ゲーテやレッシング、カント、ヴィ
ルヘルム・フォン・フンボルト、さらにはフィヒテまで挙げる
ことができようが、彼らは国家を、多かれ少なかれ必要ではあ
るものの、遅かれ早かれ廃棄されるべき悪と考え、そのように
説明した。この時代は、主権的な個人の真に自由な道德的・美
的な発展のために、できる限り主権的国家権力が大きく制限さ
れるべきことが望まれていたという点では一致が見られていた。

この時代には、あらゆる人間的共同体の形成は、「人間そのもの」
から、つまり仮説的な個人意識——即ち一切の非理性的、歴史
的、国民的その他の社会的束縛から解放され、絶対的な世界市
民としての自由の境地にあるものと考えられていた個人の意識
——の観点から見られていたが、国家もそのような観点から評
価されていたのである。ヘルダーや初期ロマン主義者が国民的
精神文化の優雅な魅力に感化され、非合理的な生の力の美しさ
に心酔していたときさえ、国家権力は相変わらず非人倫的で
粗野な怪物と見なされていた。これらの人々は、政治という野
蠻な営みから遙かに遠ざかり、ドイツ芸術のうちに統一性をもつ
たドイツ民族精神の表現を見出すことを無上の愉しみとしてい
た。その反面、もはやほとんど国家とは呼べない代物となつて

いたドイツライヒの、維持不可能なものとなつた権力関係に携
わつていた人は、政治的であるがゆえに全く非精神的な存在と
見られ、人々はゲーテとともにその人々の歌う歌を罵つたもの
であつた。

一七九六年に若きヘーゲルはきわめて意味深い文章を記して
いる。それは、自分の国家がなおも国家であるかどうかに関心
を抱かないような民族は、やがて民族たることをもやめるだろ
う、というものである。²⁾かくしてドイツ精神がはじめて、国民
が自己主張を行うための外的権力手段を自在に駆使しうるに至つ
た場合にのみドイツ文化国民の安定的存続が確保されるように
なるだろう、ということを自覚する歴史的瞬間が到来した。ま
さにこのヘーゲルの政治的教説のうちには、単に彼自身の国家
哲学の出発点がひそめられているだけでない。それとの明瞭な
歴史的関連を保ちつつ、詩人や思想家のドイツから血と鉄との
ドイツへ、また観念論哲学からビスマルクそしてドイツ国民国
家の基礎へと続いてゆく政治的發展系列に属する国家、法、そ
して人倫の観念が成立していく原点もまたひそめられていたの
である。

ヘーゲルはかかる意識転換をもつとも印象的な形で語りだし
た代表的論者だといつてよいであろう。そのヘーゲルは、自ら

が生きた自然法の時代、そしてその最も偉大な主唱者であったカントに立ち向かった。ヘーゲルは、人倫、法、自由を無限に求める抽象的個人の要請と闘い、無内容であるがゆえに死せるものである「誤った無限性」に、政治的人倫、此岸の法、自己規律的自由を対置した³。ヘーゲルは、一切の当為を、国民の民族精神のうちに形態化されている世界精神の存在から生ぜしめ、それが実現されるや、それを再びこの世界精神へと還帰させた。こうして彼は、個人の余すところなき充足は、「民族への帰属」において始めて可能だ、と述べた。ヘーゲルにとつて、カントの法的人倫性というかの「普遍的人類愛」は、ロマン主義的な感情倫理と同様に、「気のぬけた虚構」にすぎない。「思想されたものは愛されたものではありえない」からである。これに對してヘーゲルの人倫は、「この法律やこの祖国の意欲」であり、「国家が個人の中に生命をもつこと」である。自然法的理念の絶対性や普遍性、「人類の法の空虚さ」や、「正義よ行われよ、たとえ世界が滅ぶとも」という言葉に示される思想に對抗させて、ヘーゲルは無条件に至高の、国家にまで組織された民族の對象的なものとして規定された法を掲げる。民族のうちに基礎をもち歴史的に変転する諸価値のこのような総体によって、またここにおいてはじめて、それだけでは無内容な法理念は、意

味と内容を獲得する。「法は、もつばら全体の一分枝として、いわば即且對自的に吃立する樹にからみつく植物のようなものとして現実存在しているのである」。つまり個人は、「民族の存在を、おのれに先だつて既に完成されており、しかも既にそれを呑込んで世界として」見出す。このように個人が民族へ組み入れられていることを意識することのうちにこそ、法と人倫が成立するのである。そればかりでなく、個人はこのような事態のうちに自己の自由を見出すのである。なぜならば、この自由は——自然法が考えていたのとは異なり——「直接的、自然的なものではなく、陶冶、知、そして意欲の無限の媒介によつて育まれ、はじめて獲得される」ものだからである。それゆえヘーゲルにとつては個々人が政治的共同体へ組み入れられていることは、決して自由の制限を意味しない——反對に、それは「解放のための絶対条件であり、社会と国家とはむしろ自由の実現を可能にする状態なのである」¹⁰。このように、国家は、社会の考えうる限り完全な完成態として、あらゆる自由と文化との前提条件であると同時に、それを最高度に展開したものである¹¹ので、国家は「人倫的理念の現実態」¹¹となり、「地上の神として」¹²崇拜されなければならないものとされる。このような国家を産み出す特殊な民族精神を、ヘーゲルは、「人類における人

種相違」のごときほぼ不変的で永続的な差異によつて互いに區別されるものと見なした。「諸民族の歴史を遡る限り、歴史は個別化された諸国民のかかる類型が根強いものであることを示している」¹⁴。従つて、文化共同体というより狹隘な共同体がそれらの間に介在することは不可能である。ヘーゲルとて、たしかに「世界史上のいかなる民族のうちにも、詩、教養芸術、また哲学までもが」見出されることを認めている。しかし彼にはそれらが、「スタイルや方向一般ばかりでなく、内容に至るまで多様である」と思われた¹⁵。かような文化の多様性は廃棄不可能であるが、この多様性は、諸々の人倫觀念ならびに法觀念の間にある密接な共通性を一切排除する。かくしてそれは、国際法の内的な不可能性を意味するものであつた。ヘーゲルによれば、諸国家の間には比較的堅固な性格をもつた組織など、不必要なのである。あらゆる国家は、それぞれが人倫的・法的統体性であり、自足的な人格であり、「それ自体として……他の個体としての諸民族に対して、個別的存在として定立されているもの」¹⁶だからである。「国家は、個別的な個体としては、他のこれと同等な個体に対して排他的な存在である。それらの相互関係の中では、恣意と偶然が生ずる」¹⁷。それゆゑ国家にまで組織された国民は、対外的に、自らの精神的・物理的な力に依じて、意志

し行ないうるすべてのことを行うことが許される。「民族は、自らが意志するものを産出することによつて、人倫的、有徳、有力となり、自らを客体化する労働を通して、外的暴力から自己の作品を守る」¹⁸。民族の力が強大となればなるほど、その権力も高いものとなる。なぜなら民族は、自己のうちにひそむ政治的でもある力を展開させることによつて、超個人的な文化連関、神、絶対的世界精神を実現するからである。自然法とロマン主義がもつ世界国家への憧憬をきわめて厳しく拒絶し、永久平和というカントの理念に絶えず新たな戦いを挑みつつ、ヘーゲルは、戦争をあらゆる文化発展のために不可欠な梃子と認めた。ヘーゲルにとつて戦争とは、「最終的な被規定性を固定化させることに関わらないままの状態の中で、諸民族の人倫的に健全な状態を維持する所以のもの」という「より高次の意義」をもつものであつた、「それはさながら風の動きが海を腐敗より守るがごとくである。海は風が続くと腐敗するが、それはあたかも諸国民が、平和の継続あるいは永遠の平和のなかでは腐敗してしまふようなものである」¹⁹。

このような、国民の自己利益のみを考慮するヘーゲルの暴力的な力法の哲学は、血と鉄の時代への道を指し示し、準備した。ヘーゲルの国家観と歴史観は、大学の講壇を超えて、とり

わけ官僚・非官僚政治家のグループや進取の精神をもったプロイセン将校団にまで、空前絶後の評価を獲得した。歴史的状況の理解とともに、ビスマルクの行動にとつて不可欠であった社会的な意識をドイツに生み出したものは、なによりもこの国家哲学だった。ビスマルクの政策を指導的立場から可能にし奨励した人々の中には、ヘーゲルによつて定立された価値表と思考形式を身につけ、その精神的な正嫡であることを十分に意識していた人がきわめて数多くいた。しかしそれよりもはるかに多くのビスマルク時代の政治家達は——宰相自信もその一人であったが——、無意識裡にヘーゲルの精神的風土を踏まえつつ、同時に歴史的瞬間の必然性に基づいても行動していた。かくして、ヘーゲルの権力イデオロギーはもともと大ドイツ的なものであったにもかかわらず、やがてプロイセン的なものとなつていた。この権力イデオロギーは、ドイツの国民的な力を発展させる強力な駆動力となった。そして今日なお、この理想はヘーゲルによる定礎に立ち返ることを求められている。

ヘーゲルの哲学は、国民的権力形而上学の根源であるだけでなく、マルクス、エンゲルス、ラッサールによつて担われた社会主義をも生み出した。この事実は、生産的矛盾というそれ固有の論理を確証しているかのごとくである。事実、ドイツ社会

主義の思想界は、その本質的前提からすれば、ヘーゲル観念論の嫡出子である。そしてここ二世代を経てなお、ドイツ国民にとつてヘーゲルの政治的重要性の意識が根絶されなかつたのは、なによりもヘーゲルが「死せる犬」として扱われた時代に、マルクスとともに「明らかにかの偉大な思想家の弟子」として知られていた社会主義の功績に因るものとされねばならない¹⁶⁾。

マルクス主義の哲学的基礎を遡及していく者は、マルクスの精神像のうちに、政治的帰結においては排他的に対立しあうことも稀ではない三つの層が重なりあつて保持されていることを見出す筈である。つまりここでは、超人格的な社会観が、自然科学的実証主義によつて隠蔽されると同時に、徹頭徹尾個人主義的な自由の思想を発展の究極の目標としていることによつても隠蔽されているのである。しかし、マルクス主義の理論と政治にとつてきわめて重要な基礎をなすのは、ヘーゲルにまで遡る社会観であり、また依然としてそうであり続けている。マルクスは、時代精神の影響の下で、ヘーゲルの理念的現実性とマルクスの時代の社会的現実との間に存する矛盾に対する心からの憤激から、自称「厳密な」唯物論をもつてこの哲学者を駆逐したと信じたが、にもかかわらず彼はまだヘーゲルから解放されていたわけではなかつた。ヘーゲルという横糸を取り除く

料なら、マルクス主義思想という織物は、——糸一本に至るまで——完全に無に帰す。マルクスはとりわけ人類発展の歴史における理性的と見なす者を、世界もまた理性的と見なす。このヘーゲルの（アプリアリオリ）をぬぎにマルクス主義は考えられない。ヘーゲルの一層大きな土台となる世界観、つまり「世界史は自由の意識における進歩である」という世界観がなければ、マルクス主義が考えられないのと同様である。ヘーゲルによれば、我々は生の形成に対してますます自覚的となり、最高の社会的意識へと向かうこの必然的進歩を認識し、かつ意欲しなくてはならない。かくして、彼にとつては、必然性と自由、歴史と倫理は有和に至る。そのことによつて、ヘーゲルがカントの無限な当為倫理学を名づけていう「義務のための義務の教説」は排除される。この徹底的に觀念論的な社会発展の像は、マルクスに継承されるとともに、あらゆる社会的生活は経済的の下部構造に規定されているという壮大な認識によつて補完された。だが、そのことによつてヘーゲルが克服されてしまったわけでは決してない。ただヘーゲルの過剰に繊細な、そして国民的アルペジオのなかにもみ感得しうるような理念が、マルクスによつて普遍的な現実主義的土台を与えられたにすぎない。この土台から、

全く新たな認識可能性が開かれた。だがこの現実性の考察に至る道程さえも、マルクスは既にヘーゲルから示唆を受けていたのである。ヘーゲルは、「歴史を……我々はあがままに受け取らねばならない。我々は歴史的な、經驗的な態度を取らねばならない」と述べている。ヘーゲル自身の歴史叙述はこの示唆と矛盾することも稀ではなかったが、彼の歴史叙述はその哲学上の同時代人とは比較にはならないほど現実に近いものであった。ヘーゲルの歴史叙述は、もはや単なる王や英雄の歴史にとどまるものでも、かの自然法流の抽象的な人間という算術用の模造貨幣によつて説明されるものでもない。ヘーゲルは既に國家と社会の中で個人が——但しそれは「そこにいる個人であつて、人間一般ではない個人である」というのは人間一般などというものは実在しないから——作用を及ぼしていることを看取していた。「各個人はその民族（*Volks*）の子であると同時に、その國家が發展のうちにある限りその時代の子である」。超個人的連関の中に必然的に組み込まれているかかると人間類型に同意しつつ、マルクスは、更にそこに重要な認識を、即ち個人は自分の属する階級の子でもあるという認識をつけ加えた。マルクスはこのような社会的洞察ですら、既にヘーゲルにあつたことに気づいていた。これまで注意されてこなかったことではあるが、

フォアレンダーはつい最近次の点を指摘した。即ち、マルクスの市民社会観は、一方で資本集中の増大と他方でそのそれに比例した物質的および精神的貧困化による階級成立、そしてそれらの私的利害間の傍若無人な闘争、また彼らの労働と最低生活条件への権利の獲得能力の欠如といったことを内容としているが、このマルクスの概念世界全体は、これと同様の広がりをもつものとして、既にヘーゲルによって予め構成されていたという点である。ヘーゲルがはじめて「市民社会」を国家組織に明瞭に対置したが、この「市民社会」について、この哲学者自らは次のような評価を下していた。ヘーゲルは市民社会を「万人の個人的私益の、万人にたいする闘争の場」と呼ぶ。そこで各人は「自分だけを目的とし、彼にとつて他の全ては無である」。市民社会は、家族の絆を解き放つことによつて、個人を根無し草にする。人間は人格に、即ち「市民社会の子となる。彼らは市民社会に対して権利をもつてはいるが、市民社会も同様に彼らに要求をつきつける」。ヘーゲルは更にいう。「市民社会は、妨げられずに活動している場合には、それ自身の内部ではへ人口と産業の進展」状態にある。「富の蓄積」が進行する……反面、特殊な労働の（個別化と制限）とが、そしてそれとともにこの労働に束縛された階級の依存性と窮乏とが進行する。この

ことは、それ以上の自由やとりわけ市民社会の精神的利点を感じたり享受したりできないことを伴っている。「大衆がある一定の生計様式以下に零落したことによつて、……（賤民）が生み出される。賤民の発生は、同時にこれに対応して、計り知れない富の、ごく僅かな者への集中を一層容易にする」。それほどばかりではない！ヘーゲルは既にこのような市民社会の目下の経済状態が、いかに「富の過剰を生み出そうとも、……貧困と賤民産出の過剰を抑止しうるほどには十分ではない」ことを知っていた。なぜなら、無産者の最低生活条件によつて社会は脱道徳化すると考えられていたからである。そしてヘーゲルの考えでは、労働の機会を生み出すことによつて再び「生産量が増加し、供給過多とそれに釣りあつたそれ自体生産的な消費者の不足という形で弊害が生じ、それがこのいずれの面においてももつぱら増大するのみである」。かくしてヘーゲル自身は、結論的に次のように考える。「このような弁証法によつて、市民社会は自らを乗り越えていく」——マルクス主義の核心に到達するには、あとほんの一步である。だが、ヘーゲルはこの一步を踏み出さなかった。彼の弁証法はもつぱら植民活動と国家へ流れていくだけである。ヘーゲルは概して経済問題にはほとんど関心を示さず、資本主義的生産様式とその革命誘発作用について

は予感だにしていなかった。その彼にとつて有用であつたのは、従つて、社会的理性の狡知、即ち時間のおよび国民的に内容上の制約を受けている道德觀念と法觀念を配慮せず、本質的にそれ自身の自己完成の手段たる国民的闘争だけに關心をむける狡知であつた。マルクス主義の歴史觀においては、この諸国民間の対立とならんで、それと部分的に重なりまたそれを圧倒しながら、經濟的・社会的階級対立が登場させられることになる。ここでは、階級闘争こそが、理性になつたより高次の社会發展をもたらす動力源たる役割を引き受ける。しかしその鋼鐵の車輪は、この場合にも、人倫と法の觀念——時間的・国民的に内容上の制約を受けているだけでなく、とりわけ階級的、社会的にも内容上の制約を受けている人倫と法の觀念——に直面しても、停止することはない。マルクスもやはり歴史をヘーゲルと違つたようにみることはできなかった。ヘーゲルは歴史を「屠殺台」と考えていた。彼によれば、「そこに諸民族の幸福、諸國家の英知、そして個人の徳がのせられ、犠えとされる」ヘーゲルもマルクスも、世界のこのような弁証法においては、あらゆる存在は同時に非存在であり、永遠に、諸対立の闘争から絶えず新たな綜合へと高まつていく生成に他ならないと考えていた。かくしてかかるもつとも本質的な基礎に立脚するものとして、

マルクス主義は、至高の認識価値をもつ探求原理という点において拡張された、ヘーゲルの一元論的な理性哲学に他ならない。それは、既にプレングが詳細に示したように、「その最奥の神髓において觀念論的な社会考察」なのである。それではこのマルクスは、いかにしてかの悪名高き唯物論者マルクスと一致するのか？ なにゆえ政治家マルクスは、労働者階級を人間の尊敬のための觀念論的闘争へ向けて結集させようとはせず、その物質的利益のための闘争へと結集させようとしたのか。このような問いに対しては、ドイツ觀念論の詩人であるフリードリッヒ・シラーが『人間の尊嚴』と題して記したエピグラムが適切な答えを与えてくれる。

「食と住とを彼に与えよ。望むはこれのみ。裸体を隠さば、尊嚴は自ずと与えられん」。

だが、これだけではまだマルクスの唯物論の特徴は描かれていない。なぜなら、マルクスは世紀の全体にわたつて合理主義的自然法の遺産と呼ばれた信仰にひたつて生きたからである。それは原則的に全ての生は計算によつて支配されうるという信仰である。更に、マルクスはその社会の經濟的・技術的下部構造のうちに、ついにデミウルゴスを発見したとも思い込んでいた。そのデミウルゴスは、それ自体予測可能なものであつて、あら

ゆる不透明な社会関係への洞見を可能にするものとされた。こうしてマルクスには、自分の理論は、ヘーゲルのそれと違って目的論的必然性ではなく因果的必然性に基づいているので、この自然法則的發展の実現のためになされるいかなるイデオロギーの協力も不要となったと考えた。労働者階級は「実現さるべきいかなる理想をもたない」とは、よく引用されるスローガンである。だが一九世紀のこうした時代装束の裏側を見通しうる者は、実証主義的・自然科学的装飾の背後から、駆逐された筈の理念的要因が至るところで顔を覗かせていることに気づくであろう。かくしてまさしく労働者階級がこうしたスローガンを継承することに「彼らの歴史的使命の意識」があるとされ、彼らに「その使命にふさわしく行動する英雄の決意」が期待されるのである。マルクスは、プロレタリアートには、「彼らの目標と歴史的行動がいかなるものであるべきかは、彼ら自身の生活状況のうちにも、また今日の市民社会の組織全体のうちにも、明白で撤回不可能なものとして示されている」と主張する。このような機械論的な社会知の観念が示されるからといって、次の点を認識しそこなってはならない。ここでは確かに運動の方向が実在的、経済的に支持された主張として示されているが、その「撤回不可能な」ものとしての実現は、やはり依然として、

因果的には説明不可能な理性に適合する未来のより高次の発展に従属しており、この發展をヘーゲルのいう意味において認識し意欲するところの、やはり同様に公理のごとく自明な人間の能力に依存し続けている、という点の認識である。かくしてこの自然「科学的」社会主義は失われた宗教的安心立命感情の代替物に他ならないといえようが、この自然「科学的」社会主義のうち、我々現代人は、理性の狡知についての魅力的な証明を見るのである。そもそもこの理性の狡知は、学問の外観を装った激情によって自己実現にもたらされたものであった。このような唯物史観にあっても、ヘーゲルに従っていえば、危険を犯したのは普遍的理念ではなかった。「普遍的理念は攻撃も侵害もうけずに背後に控えているのである」。

カントとヘーゲルのいずれがマルクス主義歴史観のより重要な祖先とみなされるべきか、という激しく争われた問題に対しては、いずれにしても利害闘争によって不可避的に前方へと駆り立てられていくこの發展イデオロギーの中には、一致のためいかなる決定根拠もありえない。しかしカントも、「もつとも美しい社会秩序」は「非社会性」の成果であるという考えをもっていた。³⁶ その結果、自然は我々に、「我々が望むと否とにかかわらず」、かような秩序へと向かうことを強制する。だが、カール

・マルクスの経済的・歴史的思考の本来の特性を形作り、彼の思想にはじめて階級闘争理論の基礎構築をする能力を与えたものは、社会的な大衆の統一性とその超人格的精神態度についての思索である。そしてこのもつとも重要な前提を彼に教えたのは他ならぬヘーゲルであつて、カントではなかつた。カントは、通例、もっぱら人間的・人格的統一のみを考えていたからである。

偉大な経済理論家マルクス、即ち『資本論』のマルクスは、従つてヘーゲルの肩の上に立っている。しかしもう一人のマルクス、即ち革命的政治家であり『共産党宣言』を執筆した倫理的預言者であるマルクスは、世界理性の中に安らい現在の政治的な「人倫的理念の現実態」の中に埋没しているヘーゲル哲学における個人には全く満足していなかつた。彼はこうした現実態に向けて、個人各人に当為のアピールを發せざるをえなかつた。しかし、まさしくこのヘーゲルから遥かにかけ離れた点においてこそ、マルクスが自らについて語つた言葉、即ち自分はヘーゲル哲学との対決のゆえに社会主義者となつたという言葉が意味をもち続けるのである。

マルクスの伝記家メーリングは、最近我々に、「マルクスのなかではいつでも闘士が思想家に先行している」ということを証

明したが、この言葉は決して忘れられてはならない²⁷⁾。そうであるからこそ、マルクス主義の徹底して超人格的な世界像のなかに、不意に人格主義的な發展目標が浮かび上がつてきたり、社会観・歴史観の点におけるヘーゲルと、上述した社会的發展の極北としてのカントとフイヒテとからなる奇妙な混合物が生じてきたりする理由が、理解可能となるのである。このプロイセン国家哲学者の弟子は、徹底して明瞭に考察されているわけではない、経済的社会組織に固有の要請としばしば鋭く矛盾するような個人主義的な国家消滅論を、究極的であるがきわめて遠い将来の理想目標として抱いていたが、この根拠は、単にマルクスの生家における自由主義の影響やマルクス自身の政治的経験だけに求めうるものではなく、疑いもなく当のマルクス的人格そのものにも求めうるものなのである。客観的精神に対してヘーゲルが犯した罪は、これを眼前のプロイセンの現実へと世俗化させたことにある。ヘーゲル自身は、市民社会の「対立と混乱が放埒、貧困、共同体の肉体的・人倫的の両面にわたる墮落のドラマ」の観を呈していることを認識していたが、それでもなお彼は、ほとんど体制上の修正もせずに植民を通して拡張されていくプロイセン君主制のうちに、人間社会の究極最高の組織形態を見出しえたという信仰に没入してしまつており、こ

の「人倫的理念の現実態」は、かの経済的市民社会を人倫的統一体と調和させようという期待を抱いていた。しかるに若きマルクスは、全く別の現実に直面して深い衝撃をうけていた。彼は、いかにして国家においても私利利害が「世界の究極目的とみなされるに至り、国家がそのための手段とされるのか」という問題を解明しなければならなかった。彼は、当時まだ徘徊していた「歪曲された唯物論」を知っていた。それは、

プロイセン官報が立法者に、木材法においては木材と森のみを考慮すべきであつて、個々の物質的課題を政治的に、つまり国家理性や国家人倫全体と関連づけて解決すべきではないと説教するような理論の直接的帰結^⑩であつた。こうした政治的現実に対峙するがゆえに、マルクスとエンゲルスは、また場合によってはドイツのマルクス主義は、いわば産湯とともに赤子まで流し、国家そのものにいかなる正当性の承認も拒絶した。青年ヘーゲル派の一員であるマルクスが、最初の失望に際して切望したのは、なによりも大衆のうちに自由感情が目覚めることであつた。この感情のみが「社会から再びその最高の目的のための人間の共同体、つまり民主国家の形成^⑪」を可能にする、と考へたからである。理念上、国家との内的関係を欠如させていたがゆえに、彼とエンゲルスは、無政府主義的自由の理想へと赴く

ことになつたが、このような自由の理想に照応する政治的形式理念は、およそ考えることができない。カント的な意味でいえば、支配なき社会という理想は、もはや「可能な実定的立法の基礎」を形成する能力をもたないからである。

国家という搾取機械の廃棄、あるいは「死滅し」、「眠りこむ」「国家なるガラクタ」の廃棄についてのマルクス主義の議論にとつては、国家については「生産者の共同体」に代替されるべきものであつたこと、ドイツ労働者層のドイツ国民たる特性をも根拠とする国家感情を根絶やしにすることは、社会主義者法によつてさえ達成できなかったこと、またドイツ社会民主党が、「将来の国家」についての理論においても、実践政治の決定的瞬間においても、同様に常にドイツ国家に信仰告白していたこと、このようなことが、ドイツ民族にヘーゲルの影響が依然として及んでいたことの結果であることはいふまでもない。この影響は、ヘーゲルの弟子であるラッサールを通じてドイツ社会民主党に伝えられた。ラッサールは、ヘーゲルの精神に立脚し、労働者に対して、制度としての国家には、いかなる形であれ敵対しないように警告し、自由主義的な国家に「夜警国家の理念」という烙印を押しした。この理念は、「国家に「窃盗と強盗を予防する」目的だけを認め、「個人の人格的自由とその所有権を保護する」

料 ことしか許さない。¹⁰⁾これに反対しながら、ラッサールは、真正

資

のヘーゲル主義者として、国家が「人類の自由への発展を完成させる¹¹⁾」という課題をもつ「人倫的全体における諸個人の統一¹²⁾」である¹³⁾と宣言する。ドイツ社会主義には、経済的ヘーゲル主義者マルクスと政治的ヘーゲル主義者ラッサールとが並存しているわけである。

我々は、ドイツ国民国家運動だけをヘーゲルに由来するものであるとか、一九一四年の理念はヘーゲルの刻印を身に帯びるものであるというだけでなく、一九一八年の運動に流入するドイツ政治のもう一つの有力な諸潮流もやはりヘーゲルに由来する、ということが出来る。今日、ヘーゲル精神を踏まえる場合、それは必然的に二つの方向性をもつ。唯物論の時代の知的不遜は、二つの方向に強く影響を残しているからである。マルクス主義だけが外的諸力を一面的に過大評価したという責を負っているわけではない。国民的権力イデオロギーも、それを目指し理念によって行動が導かれるような人々を信ずる以上に、大砲の大きさと数の方を信じたのである。この二つの面で自己批判が、テーゼとアンチテーゼの総合のための第一の前提、ドイツの運命問題に答えるための第一の前提をなす。この総合を私は、二つのこれまで敵対しあつてきた潮流が、ひとつの河床への合

流点を見出しえたという点に、求めたいと思う。その方向を示唆するのはヘーゲルである。彼の国民国家思想は、民衆(Volk)が国民を形作り、(一つの)国民のみが(一つの)国家を形成するという方程式に基づいていた。今日の我々の意識からすれば、国民のかかる国家形成は単に外から観察された像であるにとどまらず、自覚された内的実効力でもある。しかし国家のこのような形成に国民は十分に関心を抱かず、民衆に至つては全く関心をもたなかつた。民衆≡国民≡国家という等式はあまりにも粗雑なのである。なぜなら、ヘーゲルは既に、個々の民衆階級のみが精神的ならびに経済的に国民の成立に参与するというところに気づいていたが、以降数十年の経済的發展は、この民衆の部分小さければ小さいほど、分裂した階級と国民とのつながりが一層緩いものとなるという事態をもたらしたからである。しかしここで考えられている趣旨に則れば、今日ドイツの労働者層もまた、ドイツ国家の形成に参与するという権利をもちえた暁には、共産党宣言の要請を真剣に受け取り、自己活動を通して経済的および精神的に「国民的階級へと高まり、自らを受け取り、自己活動を通して経済的および精神的に「国民的階級へと高まり、自らを国民として構成しなくてはならない」¹⁴⁾。

ドイツの国民思想とドイツ社会主義は、いずれもその系譜を

ヘーゲルにまで遡ることができる。これらはマルクスとラッサールによって深化された。それらの祖先に捧げるべき記念碑としては、ドイツの全民衆を新たな国民的権力へと組織するという思想の実現のための共通の道を見出すこと以上に価値あるものはない。

原註〈 〉で囲まれた註は、現在本論文が掲載されている *Gesammelte Schriften* の編者によって、新たに加えられたものである。)

* Richard Schmidt/Adolf Grabowsky 編集による *Zeitschrift für Politik*, Carl Heymanns Verlag, Berlin, Bd. 13 (1924), S. 132-143 にて初公表された。

(一) 以下の文献による。Johann Plenge, *Marx und Hegel*, Tübingen 1911; Max Adler, *Marxistische Probleme*, 5. Aufl., Stuttgart 1922; Karl Vorländer, *Kant und Marx*, Tübingen 1911; ders., *Kant, Fichte, Hegel und Sozialismus*, Berlin 1920; Hermann Heller, *Hegel und der nationale Machtstaatsgedanke in Deutschland* (Abt. 1, Nr. 3をみよ)。なお、この論文が起草されて以後、Franz Rosenzweig によるこの問題の深遠な論述である *Hegel und der Staat*, (München 1920, 2. Bde) が公にされている。この著作は、ヘーゲル

の実践的・政治的影響についても、多くの価値ある貢献をなすものである。

<(2) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Die Positivität der christlichen Religion*, in Hermann Nohl (Hg.), *Hegels theologische Jugendschriften*, Tübingen 1907, S. 224. >

<(3) G. W. F. Hegel, *System der Sittlichkeit*, in *Sämtliche Werke* (Hg. G. Lasson), Bd. 7, Leipzig 1913, S. 500. >

<(4) G. W. F. Hegel, *Über die wissenschaftlichen Behandlungsarten des Naturrechts*, in a. a. O., Bd. 7, S. 372. >

<(5) G. W. F. Hegel, *Der Geist des Christentums und sein Schicksal*, in Nohl, a. a. O., S. 295. >

<(6) G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte*, in *Werke*, Bd. 9 (Hg. E. Gans), 3. Aufl. (K. Hegel 監修), Berlin 1848, S. 65. >

<(7) Hegel, *Naturrecht*, S. 415. >

<(8) G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts, oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, in *Werke*, Bd. 8 (Hg. E. Gans), Berlin 1833, § 141 Zusatz (S. 209). >

<(9) Hegel, *Geschichtsphilosophie*, S. 51. >

<(10) A. a. O., S. 52. >

<(11) Hegel, *Rechtsphilosophie*, § 257(S. 312). >

<(12) A. a. O., § 272 Zusatz (S. 354). >

- <(13) G. W. F. Hegel, Encyklopädie der philosophische Wissenschaften, Teil III, in Werke, Bd. 7, Abt. II (Hg. L. Boumann), Berlin 1845, § 394 Zusatz (S. 73). >
 <(14) Hegel, Geschichtsphilosophie, S. 86. >
 <(15) Hegel, Sittlichkeit, S. 487. >
 <(16) Hegel, Encyklopädie, Teil III, § 487 (S. 419). >
 <(17) Hegel, Geschichtsphilosophie, S. 92. >
 <(18) Hegel, Rechtsphilosophie, § 324 (S. 418). >
 <(19) Karl Marx, Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie, Bd. 1 (1867), 8. Aufl., Hamburg 1919, Vorwort zur 2. Aufl., [1973], S. xv III. >
 <(20) Hegel, Geschichtsphilosophie, S. 15; 24. >
 <(21) Hegel, Rechtsphilosophie, § 135 (S.178). >
 <(21<) Hegel, Geschichtsphilosophie, S. 14. >
 <(22) A. a. O., S. 30. >
 <(23) A. a. O., S. 65. >
 <(24) Hegel, Rechtsphilosophie, § 289 (S. 380). >
 <(25) A. a. O., § 182 (S. 247). >
 <(26) A. a. O., § 238 (S. 299). >
 <(27) A. a. O., § 243 (S. 302). >
 <(28) Ebd. >
 <(29) A. a. O., § 244 (S. 302). >
 <(30) A. a. O., § 245 (S. 303). >
 <(31) Ebd. >
 <(32) A. a. O., § 246 (S. 304). >
 <(33) Hegel, Geschichtsphilosophie, S. 49. >
 <(34) Karl Marx, Der Bürgerkrieg in Frankreich (1871), Berlin 1891, S. 50. >
 <(35) Karl Marx in Marx/Engels, Die Heilige Familie (1845), in Franz Mehring (Hg.), Aus dem literarischen Nachlaß von Karl Marx, Friedrich Engels und Ferdinand Lassalle, Bd. 2, Stuttgart 1902, S. 133. >
 <(36) Vgl. Immanuel Kant, Ideen zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht, in Gesammelte Schriften (Hg. Kgl. Preußische Akademie), Bd. 8, Berlin 1912, S. 22. >
 <(37) Franz Mehring, Karl Marx. Geschichte seines Lebens, Leipzig 1918, S. xi. >
 <(38) Hegel, Rechtsphilosophie, § 185 (S. 249). >
 <(39) Karl Marx, "Debatten über das Holzdiebstahlggesetz" (Rheinische Zeitung, 3. November 1842), in Merhring, aaO., Bd. 1, S. 321. >
 <(39<) Karl Marx, Brief an Ruge, Mai 1843 (Aus den Deutsch-Französischen Jahrbüchern), in Mehring, aaO., Bd. 1, S. 336. >
 <(40) Ferdinand Lassalle, Arbeiter-Programm (1863), in

Gesammelte Reden und Schriften (Hg. E. Bernstein), Bd. 2, Berlin 1919, S. 195f. >

< (4) A. a. O., S. 197. >

< (5) Vgl. Johann Plenge, 1789 und 1914. Die symbolischen Jahre in der Geschichte des politischen Geistes, Berlin 1916. >

< (6) Karl Marx und Friedrich Engels, Manifest der Kommunistischen Partei (1848), Berlin 1919, S. 18. >

付記

本稿は Hermann Heller, "Hegel und die deutsche Politik" in : Zeitschrift für Politik (Hg. Richard Schmidt und Adolf Grabowsky), Carl Heymanns Verlag, Berlin, Bd. 13 (1924), S. 132-143, jetzt in : Hermann Heller Gesamte Schriften Bd. I, S. 241-255. の全訳である。

本論文の他にもヘラーがヘーゲルを論じた著作はある。Hegel und der nationale Machtstaatsgedanke in Deutschland. Ein Beitrag zur politischen Geistesgeschichte, Zuerst veröffentlicht im Verlag B. G. Teupner, Leipzig und Berlin, 1921. >

ある。ヴォリユームを見ただけでも明らかな通り、ヘーゲル論としては一般にはこちらの方がヘラーの代表作とされている。しかし、本論文は、彼の政治的関心と関連づけられたヘーゲル理解の精髓が、もっとも簡潔にしてかつ明快にまとめられたものとして、固有の意味をもつものであるといえよう。

ヘラーは一九一〇年代末期から、ヘーゲルを論じはじめている。ヘラーがヘーゲルに関心に向けた背景には、当時のワイマール期ドイツの内外政治情勢に対する彼独自の問題意識があったことはいうまでもない。ヘラーは、当時世界でもっとも民主的な憲法を掲げるものとみなされていたワイマール共和国を熱烈に支持しており、その存続を願いつつ一九二〇年三月九日、ドイツ社会民主党に入党した。戦前は世界最大最強のマルクス主義政党と謳われていた社会民主党であったが、この時期は、議会制民主主義の支柱たりうるために、多様な中間層との連合提携を目指さざるをえない状況におかれていた。ヘラーにとってそれは、自らの政治的願望を現実にと託しうる当時随一の政党であったのである。とはいえ、概して現実政治に対し静観的な態度をとる傾向のあった当時のドイツ知識人の中にあつて、ヘラーの行動はきわめて例外的なものであつた。

このときヘラーが取り組んでいた課題は、共和国憲法の民主

主義的理念を堅持しながら、他面において同時に、ドイツにひとつの国民国家としての対外的な確固たる自己主張能力を与えねばならないということであった。党との関係においては、マルクス主義的社会主义と国民主義といういわば氷炭の関係ともいべきもの間に理論的に架橋をし、それを和解させる道を探る必要があった。マルクス主義の原理のうち、国民主義と深刻な相克に陥る要素は、具体的には「階級闘争史観」とその帰結としての「国際主義」である。マルクス主義のこれらの原理においては、経済決定論による資本主義の自己否定→国家死滅↓プロレタリアートの世界的結合という行程が歴史必然的に展開することが謳われ、現存の国家に対する否定的な構えがとられることとなる。しかるにヘラーは、国民国家として独立自存すべきドイツ国家は、対内的にも社会民主主義を実現する積極的な役割を担う組織たるべきであると考えていた。そこでドイツのマルクス主義的社会主义のうちに、国民主義ならびに国家肯定論との和解の可能性を見いだそうとするのである。

以上のような政治的関心もさることながら、ヘラーはさらに一步踏み込み、国民主義と社会主义、これら両思想がドイツにあつては本来矛盾するものではないこと、むしろいづれもヘーゲルというドイツ近代哲学の集大成を共通の母胎としているこ

とを論証しようと試みた。一般にドイツでは、一九世紀半ば以降、統一への希求のゆえに国民国家への要求が自由主義的理念を凌駕するようになると共に、権力国家思想の始祖としてヘーゲルに言及されることが多くなっていた。換言するならば、ヘラーは社会主义と国民主義との調和、かかるものとしてのワイマール・ドイツ支持という政治的選択の正当性を、学問的にこのヘーゲルに根拠づけようとしたのだといえる。無論、このような方向性には、国民主義との関係において、個人というものをどのように捉え評価するのかという重大な問題が同時に潜んでいる。この問題にはここでは触れることはできないが、ひとつ注記しておきたいことは、ヘラーは決してヘーゲルの政治的帰結である超人格的国家論に無条件で与するわけではないということである。ヘラーは権力国家に対してと同様、個人の自由に対しても並々ならぬ関心を抱いていた。この件については、後で紹介するW・シュルプターの議論に委ねることとしたい。

本論文では、ヘーゲル哲学の「生産的矛盾」からドイツ国民主義思想とともにマルクス主義的社会主义もまた出来たこと、従つてこの両者は通底しあうものであるというヘラーの立論が、とりわけヘーゲル哲学とマルクス主義的社会主义との密接な内面的関連の証明を中心に論じられている。詳細は本文をお読み戴

きたいが、マルクスの自称《科学的》史的唯物論の基底にはヘーゲル流の「因果的には説明不可能な」人類史的理性への「揺るがぬ信仰」が存在するがゆえに「マルクス主義もまたヘーゲルの一元論的な理性哲学に他ならない」こと、そして本来ヘーゲル哲学そのものであるマルクス主義が国家死滅を唱えたことは単に偶然的な事情によるにすぎないことが指摘されている。その上で、やはりヘーゲルの弟子であり、ドイツ社会民主党のもうひとつの理論的支柱であったラッサールが引用され、ドイツ的な社会主義は、「人類の自由への発展を完成させる」べき「人倫的全体」としての国家存在を決して退けるものではない、との主張が肯定的に援用されている。ヘラーによれば、ドイツ社会主義は「経済的ヘーゲル主義者マルクス」と「政治的ヘーゲル主義者ラッサール」、換言すればヘーゲル→マルクスの目的論的發展史観とヘーゲル→ラッサールの真正国家との二大原理に基づいて成り立っている。それゆえに、「ドイツの全民衆を新たな国民的権力へと組織するという思想の実現のため」に国民主義思想と提携することは可能だ、というのである。

かくして本論文は、ヘーゲルとドイツ社会主義との連続性を明らかにすることによって、彼が社会民主党に献じた新たな進路である「文化国家的社会主義」の学問的定礎の一翼を担うも

のであったという。なお、その意味でこの論文と対をなす試みとしてあわせて参照されるべきものが、上で言及した——本論文発表の三年前、一九二一年に刊行された——大著『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想 (Hegel und Der Nationale Machtsgedanke in Deutschland)』である。この著作では、本論文では概略が示されるにとどまったヘーゲルにおける権力国家思想の論究が「もつとも徹底的に」(マイネツケ) かつきわめて詳細に展開されており、本論文に引続き読まれる価値があるものと思われる(この著作の翻訳は、今回の翻訳に続いて次回より連載形式で順次掲載してゆく予定)。

なお、ヘラーの政治思想とそれとの関連におけるヘーゲル受容について今日もつとも立ち入った分析を行っている参考文献として、ヘラー研究の第一人者 Wolfgang Schlucher による Entscheidung für den Sozialen Rechtsstaat. Hermann Heller und Die Staatstheoretische Diskussion in der Weimarer Republik, 2. Aufl., (Baden-Baden, Nomos [1983]) が推奨される。中でもヘラーのヘーゲル論に関する論及は、この「第二章・第一節ヘラーのドイツ国家哲学の伝統の評価——カントとヘーゲルの間での揺れ——」で詳細に行われている。ここでは、先にも触れられたヘラーにおける国民国家と個人との

料

資

関係の問題が取り扱われ、ヘラーはヘーゲルによる自然法批判を踏まえながらも、個人の道徳的自律の承認要求をもって権力国家倫理を制約しようとしたという興味深い議論が展開されている。この著作は、本稿の共訳者の一人である今井の邦訳により風行社から刊行されている。

なお、本稿の訳出にあたっては、大野が既に自分のためのノートとして訳してあったものを土台とし、それを今井と住吉とが検討・改訂するという手順がとられた。また、この付記については、住吉が執筆したものを基本的に生かしながら、今井が若干の補正をした。